



平成28年6月17日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社
代表者名 取締役会長 兼 CEO 西村 義明
(コード: 5191、東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員 法務部長 高貝 淳
(TEL. 052-571-0280)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である住友電気工業株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社の商号等

(平成28年6月17日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
住友電気工業 株式会社	親会社	49.66	1.03	50.69	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社名古屋証券取引所 市場第一部 証券会員制法人福岡証券取引所

2. 親会社の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、親会社の企業グループにおいて、自動車関連事業における連結子会社であり、同社顧問(前代表取締役専務取締役)が当社の社外監査役を兼務しております。

当社が、親会社のグループに属することによる事業上の制約はなく、また多くの海外拠点や多様な技術・顧客基盤を持つ親会社を有することにより当社の海外展開や新事業進出での支援を受けることができます。

また、親会社の企業グループの一員として包括的な経営管理面での指導を受けておりますが、事業活動を行う上での承認事項等に関する制約はなく、当社が独自に意思決定を行っております。

当社と親会社との営業取引は僅少ですが、親会社と取引を行う場合にはアームス・レンジス・ルールに従うものとし、さらに取締役会規程で定める一定規模以上の取引を行う場合には、独立性の高い社外取締役の出席する取締役会における承認を要するものとすること等の施策を講じております。

以上のとおり、当社は、親会社のグループ企業として事業上の支援を受けておりますが、事業運営や経営判断においては一定の独立性を確保しております。

3. 親会社との取引に関する事項

親会社との取引につきましては、開示すべき重要な取引はありません。

4. 親会社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社との取引を行う場合にはアームス・レングス・ルールに従うものとし、さらに取締役会規程で定める一定規模以上の取引を行う場合には、独立性の高い社外取締役の出席する取締役会における承認を要するものとすることにより、少数株主の保護を図っております。

以 上